

給実甲第1301号

令和4年4月13日

〔各府省事務次官〕
〔各外局長〕 殿

人事院事務総長

人事院規則9 149（令和4年6月に支給する期末手当に関する
特例措置）の運用について（通知）

人事院規則9 149（令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置）
の運用について下記のとおり定めたので、令和4年4月13日以降は、これによ
ってください。

記

- 1 職員が、令和3年12月2日から令和4年6月1日までの間において各庁の
長（その委任を受けた者を含む。以下同じ。）を異にして異動した場合（人事
院規則9 149（令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置）第1
条第1項各号に掲げる法律の適用を受ける者（以下この項において「特別職国
家公務員等」という。）となった場合を含む。）には、一般職の職員の給与に
関する法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第17号。以下「改正法」
という。）附則第2条第1項の規定（特別職国家公務員等となった場合にあつ
ては、同規則第1条第1項各号に掲げる法律等の改正法附則第2条第1項の規
定に相当する規定）による同月に支給する期末手当（特別職国家公務員等とな

った場合にあつては、これに相当する給与)の額の算定のために必要と認められる事項を当該異動等の後の機関に通知するものとする。

- 2 改正法附則第2条第1項の規定による令和4年6月に支給する期末手当の額の算定について、その計算の過程等を明確にして行うとともに、職員の求めに応じ、これを明らかにするものとする。

以 上